

国家防衛戦略は、米国との同盟関係は、わが国の安全保障政策の基軸であるとしている。わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、グレーゾーンから通常戦力による侵攻、さらに核兵器の使用に至るまでの事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。

そのうえで、わが国への侵攻が生じた場合には、日

米共同対処によりこれを阻止する。このため、日米両国は、その戦略を整合させ、共に目標を優先付けることにより、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する。その際、わが国は、わが国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、日米同盟のもとで、わが国の防衛と地域の平和や安定のため、より大きな役割を果たしていく。

本章においては、このような国家防衛戦略の考えも踏まえつつ、日米同盟の強化に関する取組などについて説明する。

## 第1節 日米安全保障体制の概要

### 1 日米安全保障体制の意義

#### 1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全や独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝どうかつに至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処するとともに、同第6条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみな

らず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

#### 2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、日本国の安全とともに、極東における国際の平和や安全の維持があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い

既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーン事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境のなかで、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、そのほかの国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

### 3 グローバルな課題への対応

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。

日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

## 2 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠や政策的な方向性を示した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、1978年に策定され、1997年と2015年に逐次改訂されている。2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割と任務について一般的な大枠や政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力や対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

ガイドラインでは、わが国の平和や安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察

(ISR) 活動、防空やミサイル防衛、海洋安全保障、訓練・Intelligence, Surveillance and Reconnaissance演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、わが国における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。また、地域やグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力すること、3か国や多国間協力を推進・強化すること、宇宙やサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

**参照** 資料23（日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）（仮訳））、資料24（日米同盟にかかわる主な経緯）

## 3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベル

で緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域

をはじめとする国際社会全体の平和と安定や繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、日米安全保障協議委員会 (SCC) (**日米「2+2」**)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の様々なレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議である「2+2」は政策協議の代表的なものであり、重要な協議機関として機能している。

また、累次の機会を捉えて、日米防衛相会談を行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議しており、加えて、事務次官や各幕長などの実務レベルにおいても、常日頃から協議や必要な意見交換などを行っている。例えば、木原防衛大臣とオースティン米国防長官との間では、2023年10月と2024年5月に対面で、2023年9月、同年12月および2024年3月に電話で、日米防衛相会談を実施した。

防衛省においては、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるため、このような協議などを積極的に行い、日米間で情報や認識を共有するとともに、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組について議論を行っている。

#### KEY WORD

#### 日米「2+2」

外務大臣、防衛大臣、米務長官、米国防長官が集まって、安全保障問題を議論する枠組みの通称。正式名称は日米安全保障協議委員会 (SCC)。近年、わが国は欧州諸国やオーストラリア、インド、インドネシア、フィリピンなど、米国以外の国との間でも「2+2」の枠組みで協議を行っている。

## 1 最近行われた日米首脳会談

岸田内閣総理大臣は、2024年4月、日本の総理大臣として9年ぶりに米国を公式訪問した<sup>1</sup>。公式訪問において、岸田内閣総理大臣は、日米首脳会談を実施するとともに、米国連邦議会上下両院合同会議において演説を行い、日米がグローバルなパートナーとして、いかなる未来を次の世代に残そうとしているのか、そして、そのためにいかなる努力をしていくのかについて、未来に向けてのメッセージを発した。



日米共同記者会見 (2024年4月)【首相官邸HP】

日米首脳会談後、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」を発出した。その中で、防衛・安全保障協力の強化に関して、自衛隊と米軍の相互運用性強化のため、日米それぞれの指揮・統制の枠組みを向上させること、共同開発・生産や共同維持整備を促進する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議 (DICAS) ダイキヤス Forum on Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment を設立すること、拡大抑止の強化を継続する重要性を再確認し、次回「2+2」の機会での拡大抑止に関する閣僚間での突っ込んだ議論の実施を指示することなどを発表した。

## 2 最近行われた日米防衛相会談

2024年5月、木原防衛大臣はオースティン米国防長官とハワイにおいて防衛相会談を実施し、力による一方的な現状変更やその試みは、インド太平洋を含めたどの



日米防衛相会談 (2024年5月)

<sup>1</sup> 前回は、安倍内閣総理大臣 (当時) が、2015年4月から5月まで、国賓待遇により、米国を公式訪問している。

地域でも許容してはならず、そのためにも日米同盟の抑止力・対処力を強化していく必要があることを改めて確認した。

また、同年4月の日米首脳会談で発表された、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための取組の実現に向けて緊密に連携していくこと、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) を実現するため、志を同じくする地域のパートナーとも引き続き協力を強化していくことを確認した。特に、米軍と自衛隊の相互運用性強化のため、それぞれの指揮・統制枠組みの向上などについて引き続き議論をしていくこと、DICASの早期開催に向けて準備を

進めるとともに、DICASの枠組みを通じて日米間の装備協力を一段と深化させること、拡大抑止について次回の「2+2」の機会に閣僚級で議論を深めることなどについて一致した。

**参照** 図表Ⅲ-2-1-1 (日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議)、2節 (日米共同の抑止力・対処力の強化)、資料25 (日米協議の実績 (2020年以降))、資料26 (日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 共同発表 (仮訳) (2023年1月))、資料27 (日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 閣僚会合 (概要) (2023年1月))

図表Ⅲ-2-1-1 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、1960 (昭和35) 年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および統幕の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	1976 (昭和51) 年7月8日第16回「2+2」において同委員会の下部機構として設置。その後、1996 (平成8) 年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局次長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注) 1 1990年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官  
 2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。  
 3 1996年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

## 解説

## 同盟強化のための取組

日米同盟は、わが国自身の防衛体制と相まって、わが国の安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和、安全および繁栄の礎です。また、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、その重要性はこれまでになく高まっています。そのため、防衛省・自衛隊と米国防省・米軍は、様々な分野での協力を通じて同盟強化に取り組んでいます。

同盟強化の取組みの一部として、日米「2+2」や防衛相会談に代表される政策協議のほかにも、様々なレベルにおいて日米間で対面、非対面を問わず緊密にやり取りを行っています。防衛省の担当部局と国防省などの米側担当部局との間では、課長から担当者に至るまで、電子メールや電話を使っていつでも連絡を取り合っており、またチームで顔を突き合わせ、率直に議論する必要がある際は、ビデオ通話を使用することもあります。これに加え、積極的に直接顔を合わせた対話を行うことで、日米が情報や認識をリアルタイムで共有することができるとともに、日米の強固な人間関係を国内外に発信する機会となっています。

2023年は、米国において、米軍トップである統合参謀本部議長をはじめ、各軍の司令官の交代が相次ぎました。特筆すべきは、交代した司令官の多くが、就任後初めての訪問先としてわが国を選択し、内閣総理大臣や防衛大臣、各幕僚長と面会したことです。例えば、陸軍の制服組トップであるジョージ陸軍参謀総長や海兵隊

トップのスミス海兵隊総司令官が、就任して最初にわが国を訪問しています。わが国にとって米国は唯一の同盟国である一方、米国はNATO加盟諸国をはじめ、世界に数多くの同盟国を持っていますが、そのようななか、かつて駐日米国大使を務めたマイク・マンズフィールド大使が、「日米関係は、他に並ぶものがない、最も重要な二国間関係である。」と述べたその意味は、現在でも生きています。近年においても、国家安全保障戦略などの策定や、わが国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、改めて米側とわが国との防衛協力の機運が高まっており、日米同盟による地域の平和と安定の確保は、米側からも注目度が一層増しています。今後も、防衛省・自衛隊は米国と緊密に連携し、FOIPを実現するため、日米同盟の抑止力および対処力の強化に取り組んでいきます。



米国防省との打ち合わせの様子